

平成21年11月30日

生駒市議会議長 中谷尚敬 殿

企画総務委員会委員長 小笹浩樹

## 委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、生駒市議会会議規則第107条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 派遣期間 平成21年11月19日(木)～20日(金)
- 2 派遣場所 神奈川県海老名市及び東京都中野区
- 3 事 件 (1) 自治基本条例の進行管理について
- 4 派遣委員 小笹浩樹、中浦新悟、西口広信、下村晴意、塩見牧子
- 5 概 要 別紙のとおり

別紙

視察先	神奈川県海老名市
施策等の名称	海老名市自治基本条例
視察の目的	自治基本条例制定の経緯、既存条例・計画との整合、運用状況と今後の検討課題について調査する。
施策等の概要	<p>海老名市の自治基本条例は、平成 17 年 10 月施行された市民参加条例に引き続き策定され、平成 19 年 10 月より施行されている。現在制定されているこの 2 条例に加え、市民活動支援条例が来年 4 月施行予定となっている。</p> <p>自治基本条例は本市同様に市の最高規範と位置づけられ、市民参加の手続きを定める市民参加条例、市民活動を支援するため市民活動支援条例と合わせ協働 3 条例と位置付け、そのもとに個別条例を制定するという形で市政運営の体系化を図られている。</p> <p>なお海老名市自治基本条例の構成は以下のとおり。</p> <p>第 1 章「総則」      目的、最高規範、用語の定義</p> <p>第 2 章「自治の基本理念及び基本原則」      自治の基本理念      市民、市議会及び行政で、住み良い海老名市を築くこと      市政運営の基本原則      情報共有－市民参加－協働</p> <p>第 3 章「市民」      市民の権利、市民の責務</p> <p>第 4 章「市議会」      市議会の責務、市議会議員の責務、市議会情報の公開</p> <p>第 5 章「行政」      市長の責務、市職員の責務、行政の責務、情報の公開、個人情報の保護</p> <p>第 6 章「行財政の制度と運用」      総合計画、財政運営、行政評価、行政手続、市民参加、住民投票、安全確保</p> <p>第 7 章「連携等」</p>

	<p>他の自治体との広域連携、国及び県との関係</p> <p>また、協働3条例を構成する市民参加条例において、パブリック・コメント、市民政策提案等を制度化されている。</p>
<p>考察</p>	<p>本市では6月定例会で自治基本条例が可決、制定された。現在は市行政において来年4月の施行後に向けた準備作業が取組まれているところである。</p> <p>昨年度の視察報告にも述べられているところだが、市政運営の基本方針たる本条例制定後の課題には、具体的な市民参加手続き、市民活動支援等の制度化などがある。</p> <p>市民参加手続きとしてパブリック・コメント条例が既に制定されているほか、「まちづくり活動支援事業補助金」制度など市民活動支援制度も個別には取り組まれているが、条例として体系化することが求められる。</p> <p>自治基本条例啓発パンフレットにもうたわれているとおり、本条例は「参画と協働のまち」いこまを目指すものである。その意味で自治基本条例、市民参加条例、市民活動支援条例を協働3条例として位置付け、この3条例のもとに個別条例を制定するという海老名市の体系は「参画と協働のまちづくり」を進めるに当たり参考とすべき在り方である。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>既述のとおり、最高規範の自治基本条例を中心に市民参加・協働を規定した3条例を一体化し、そのもとに個別条例をつくる条例体系は今後、本市の自治基本条例を補完する個別条例策定に当たり参考にすべきである。</p> <p>なお、本市の条例では第54条で見直しを規定しており、進行管理、見直し等についても具体的な取組を行おうとしているところである。しかし、海老名市自治基本条例はあくまでも理念条例であるという位置付けであるため制定後の進行管理や改善は規定されておらず具体的な取組はされていない。</p>

別紙

視察先	東京都中野区
施策等の名称	中野区自治基本条例
視察の目的	自治基本条例制定後の運用状況、進行管理を行ううえでの組織体制、推進計画策定の有無、市民への周知方法及び活動、条例の見直し方法について調査する。
施策等の概要	<p>平成15年に地方自治法に定められた基本構想を新たに策定するにあたり設置された基本構想審議会や区民によるワークショップの中で、自治基本条例の必要性が議論され検討を開始した。その後、自治基本条例に関する審議会を発足させ、審議会の答申をもとに平成17年の区議会第1回定例会で可決、同年4月より施行されている。</p> <p>進行管理については各担当部局により所管し、PDCAサイクルの中で（自治基本条例が活かされているかどうかの）検証を行っている。</p> <p>特徴的な取組としては、第14条区民参加の手続き等に規定する意見交換会である。これは区の基本的な施策の検討に際して、区が区民に対して行う対話形式の集会である。区の行う事業等、個別の案件ごとにこの意見交換会を開催し、その後パブリック・コメント手続きを経て当初の案を修正したものが施策として実行される。</p> <p>なお、中野区自治基本条例の構成は以下のとおり。</p> <p>第1章「総則」</p> <p>目的、自治の基本原則、区民の権利及び責務、区議会の役割及び責務、執行機関の役割及び責務、執行機関の職員の責務、区長の役割及び在任期間</p> <p>第2章「行政運営」</p> <p>基本構想の制定等、行政手続、行政運営の改善、公益通報、区民の不利益救済制度、個人情報保護</p> <p>第3章「区民の参加」</p> <p>区民参加の手続き等、住民投票、住民投票の請求及び発議、</p> <p>第4章「区民の合意事項の尊重」</p> <p>第5章「条例の位置付け」</p> <p>第6章「雑則」</p> <p>検証及び見直し等、委任</p>

<p>考察</p>	<p>本市の条例に規定していない取組として、市民参加手続の一環として設けられた意見交換会がある。一部の具体例について説明を受けたが、参加者は比較的少数であるものの豊富な意見が示されている。これらが施策案に反映される。最終的な施策の実行までの流れは、</p> <p>素案の提示→意見交換会→修正案→議会への説明パブリック・コメント→再修正（新旧対象の提示）→議会審議</p> <p>という手法がとられている。</p> <p>意見交換会とパブリック・コメント手続の二つが政策形成過程における市民参加手段として保障されており、これは本市における市民参加手続きの制度化の際に参考とすべき手法の一つと考えられる。</p> <p>中野区では進行管理については、担当部局が個別事案ごとに行うこととなっている。本市では既に市民自治推進会議が行政のもと設置されており、これが進行管理を行うことが想定されるが、同会議のみで行政が行う個別事業ごとに条例に適しているかどうかを判断することは難しく、進行管理において担当部局の連携も必要と思われる。この点で中野区の実践も参考とすべきである。</p>
<p>委員の意見等</p>	<p>中野区は自治体運営への市民参加の歴史が長く経験も豊富である。自治基本条例はこれまでの取組の成果として理念条例の形で策定されている。</p> <p>一方、本市の市民参加システムの形成はまだ途上であり、本市の自治基本条例では具体的な仕組みをつくることを要請している部分もあり、単純な比較はできない。しかし、政策形成過程への市民参加及び公開の具体化は本市の自治基本条例も規定するところである。本市では現在、タウン・ミーティングが実施されてるが、中野区の実践のように個別施策に対する市民からの意見聴取と具体的な施策への反映を制度化することも今後検討すべきと考える。</p>